

令和3年度

定期監査結果報告書

湯前町監査委員

令和3年度定期監査結果報告書

1. 定期監査の概要

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務のうち「財産管理事務」及び「契約事務」の執行について、事務処理に例規等の違反の点はないか、不備不当な点はないか、並びに同条第7項に規定する財政的援助団体について補助目的に沿った使途に充てられているか等を主眼とし同条第4項に基づく定期監査を実施しました。

2. 定期監査の実施期日及び対象とした課等

実施期日	曜日	対 象 課 等
令和4年 1月18日	(火)	議会、会計室 税務町民課
19日	(水)	教育委員会(出先機関を含む)
24日	(月)	農業委員会 農林振興課
26日	(水)	企画観光課 総務課
27日	(木)	建設水道課 保健福祉課

3. 監査会場

湯前町役場第2会議室

4. 監査事項(内容)

主な監査事項は、次のとおりです。

- (1) 公有財産の取得・処分、管理、貸し付けについて
- (2) 物品、備品等の管理状況について
- (3) 預託金、基金の管理運用について
- (4) 主な財政的援助団体への補助金の使途、出資金の運用について
- (5) 契約の執行状況について

5. 監査の結果

上記の日程により各課、各事業所に帳簿・書類及び補助団体の関係書類の提出又は提示を求めるとともに、上記監査会場において現物の確認を行いました。

この結果、全体としておおむね適正に処理されていると認められました。

ただし、一部に改善または留意を要する事項が見受けられたので、以下のとおり指摘します。

なお、今回の監査結果に対しては、令和4年3月31日(木)までに、今後の対応等について、文書にて回答されるよう依頼します。

指摘事項等

(1) 公有財産の取得・処分、管理、貸し付けについて

- ・指摘事項なし

(2) 物品、備品等の管理状況について

- ・指摘事項なし

(3) 預託金、基金の管理運用について

① 預託金

- ・国、県等の融資制度が充実したことにより、本制度の当初目的は終了したものと考えられる。担当課長からは、既存の返済が終了と同時に廃止予定との説明であった。実際に廃止する際は、JA、商工会と連携を取りながら適切に処理されたい。

② 奨学金貸付基金

- ・1年以上返済されていない案件が1件発生している。回収に向けて努力されていることは確認できた。引き続き、適切な回収に当たられたい。また、今後は、新規の申込みの際は、保護者ばかりではなく、申込者である学生本人に対する説明も徹底されたい。

③ 有価証券等

- ・2つの団体から配当を受けているが、令和3年度の配当額が過去4年間と比較して大きく減少していた。決算段階の状況把握ではなく、投資者として、常日頃より経営状況など投資先との情報の共有を図られたい。

(4) 主な財政的援助団体への補助金の使途、出資金の運用について

① 湯前町農業公社

- ・設立以来、主要な事業を休止しているが、町の財源を活用し設立された組織であるので、主たる出資者として、事業再開を図るよう指導されたい。

また、運営資金の残高が大幅に減少していることについては、団体の公益的な性質上やむを得ない面もあるが、公的資金ありきではなく収益を伴う事業の検討についても、併せて指導されたい。

(5) 契約の執行状況について

① 契約決裁文書

- ・決裁者の押印漏れが散見された。決裁がないと先には進めないはずであり、適切な事務処理に努められたい。
- ・随意契約理由については、地方自治法施行令の適用条文が誤解されたものや、随意契約理由の記載漏れが散見された。起案者の適切な処理もさることながら、決裁者のチェック体制を含め改善を図られたい。
- ・契約伺いにおいて、記載内容が簡略化され、数量等、客観的な説明が不足しているものが散見された。特殊なものは除き、起案者による説明なしに決裁ができる内容は記載するよう努められたい。

② 契約内容

- ・固定資産家屋評価業務委託契約における固定資産家屋調査単価表で、調査単価が誤解を招きかねない表記となっているので、見直しを図られたい。

(6) その他

① RVパークの整備

- ・現地を視察したが、一般駐車場との区別が分かりにくく、一般の利用者が駐車してしまう恐れが見て取れた。予約者とのトラブルを事前に回避

するためにも、何らかの対策を講じるよう検討されたい。

以上、報告します。